

耐震診断

① 事前相談(申請者)

申請される方に必要書類をお渡します。

② 助成対象確認申請(申請者)

当年度2月1日まで

2週間

助成対象確認通知(区)

耐震診断契約(申請者)

助成対象確認通知(区)の発行以降

③ 耐震診断実施(申請者)

耐震診断の評定取得(申請者) ※1
(評定にかかる費用は助成対象外)

④ 完了実績報告(申請者)

当年度3月10日まで

2週間

助成金交付決定通知(区)

⑤ 助成金請求(申請者)

2ヶ月

助成金振込(区)

振込までに期間を要します。ご了承ください

墨田区木造建物耐震診断助成提出書類チェックシート

◆ 助成対象要件

- 墨田区内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造建物
- 個人または中小企業者であること
- 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的とした耐震診断でないこと

① 事前相談

区役所9階不燃・耐震促進課窓口または電話03-5608-6269で受け付けています。ご不明な点は事前にご相談ください。

② 助成対象確認申請

- 耐震診断助成対象確認申請書(第1号様式)
- 昭和56年5月31日以前に着工されたことが確認できる書類
 - ↳ 例: 建物の登記簿全部事項証明書(原本)…※法務局で請求
 - ↳ 例: 家屋課税台帳の写し(原本)…※都税事務所で請求
- 建物の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- 耐震診断に要する経費の見積書の写し
- 消費税についての確認書(個人)
 - または消費税仕入税額控除確認書(法人または個人事業者)

該当者

- 法人登記事項証明書(原本)(申請者が法人の場合)
- 委任状(助成金を受けられる方が複数の場合、または申請手続きについて代理者が行う場合)

③ 耐震診断契約・実施・評定取得 ※1

- ・耐震診断の評定とは、実施された耐震診断が基準に基づいて行われているかを第三者の専門機関が審査することです。
- ・評定取得にかかる費用は助成対象外です。

④ 完了実績報告

- 耐震診断完了実績報告書兼耐震診断助成金交付申請書(第8号様式)
- 耐震診断に係る契約書の写し
- 耐震診断契約に係る領収書の写し
- 耐震診断評定書の写し
- 耐震診断報告書の写し(考察、計算根拠及び調査写真を添付)
- 改修案1案以上(目標とする評点、計算根拠および概算工事費)

⑤ 助成金請求

- 耐震診断助成金交付請求書(第10号様式)

※1 評定機関一覧

▼ 一般社団法人すみだまちづくり協会

住所: 墨田区東向島2-19-17

電話: 03-3612-3690

担当: 笠貫(かさねき)

▼ 東京都が耐震改修促進法第17条第3項における計画の認定を行う専門機関として指定している機関

ホームページ:「東京都耐震ポータルサイト」参照

<https://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

(トップページ→東京都の取組→耐震改修計画の認定)

【注意事項等】

- ◆ 区から「助成対象確認通知」が発行される前に耐震診断の契約をしていた場合や、すでに耐震診断業務に着手していた場合には、助成対象不承認となりますのでご注意ください。
- ◆ 提出期限を過ぎると、助成金を受けられない場合がございます。
- ◆ (原本)と記載ある書類は、3か月以内に発行された書類をご提出ください。インターネットにより取得したものや原本のコピーは不可です。
- ◆ 申請書等について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引き、記名欄と同じ印鑑を訂正印として押してください。
- ◆ 助成対象確認通知を受けた後、申請内容に変更が生じる場合は、変更手続きが必要となりますので、耐震化担当までお問い合わせください。(例:申請者の住所変更等)
- ◆ 申請手続きを代理者が行う場合は、助成対象確認通知書及び助成金交付決定通知書を代理者に郵送します。

助成率と助成額（耐震診断）

◆耐震診断助成の対象区域は「区内全域」です。

また、この助成制度は「木造」の建物を対象としています。

※非木造（鉄骨造、RC造など）の建物は、別の助成制度がありますのでお問い合わせください。

◆助成額のイメージ

助成種別	耐震診断
助成率	10/10
助成限度額	最大 15万円 ※

※千円未満は切り捨て

- ・助成の対象となるのは、木造建物の耐震診断にかかる費用です。
評定の取得にかかる費用は助成対象外です。
- ・区への助成金申請を業者が代行するための費用も助成対象外です。

◆耐震診断助成申請を行う前に必ず行ってもらうこと

事前相談

- ・助成要件や助成金申請の流れを説明します。
- ・申請書類をお渡しします。
- ・耐震診断をする専門家（建築士）の紹介をしている団体をご案内します。

◆お問い合わせ方法

- ①墨田区役所9階 不燃・耐震促進課 窓口
- ②電話：03-5608-6269（直通） 3963（内線）

※注意事項※

助成対象確認申請および区の決定前に、耐震診断に係る契約を結ばれている場合や耐震診断作業に着手されている場合は、助成金の交付は出来ません。

必ず事前相談を行い、助成対象確認申請と区の決定を経てください。

担当：墨田区不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当
電話：03-5608-6269（内線3963）